

銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(二)

仲山 茂
佐藤 直人

凡例

本稿は、「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(一)」
〔名古屋大学東洋史研究報告〕二七、二〇〇三に続く、銀
雀山漢簡に関する訳註の一部である。前稿同様、底本として

銀雀山漢墓竹簡整理小組『銀雀山漢墓竹簡(考)』(文物出版
社、一九八五、以下テキストと称する)を使用している。構

成は、標題、原文、書き下し文、註、訳文の順序からなる。

その際、原文・書き下し文における数字は簡番号、□は一字
不明、……は字数不明、【】は文意より欠字を補ったもの、

() は異体字もしくは通假字をそれぞれ意味する。また書
き下し文に附した註はわれわれ訳註者によるものであるが、

必要に応じてテキストにある註釈を原註、劉海年・楊升南・

吳九龍『中国珍稀法律典籍集成』甲篇第一冊(科学出版社、

一九九四)の註釈を『珍稀』、早稲田大学簡帛研究会「銀雀
山漢簡『守法守令等十三篇』の研究(二) 要言・庫法篇」
〔中国出土資料研究〕七、二〇〇三)の註釈を『早大』とし
て紹介している部分がある。

要言篇

二

(1) 原註は、本篇に収められた各簡について、簡の使
い方が守法守令篇などと類似し、かつ字体も近く、内容
が格言集(「格言之匯集」)であることから、標題木牘の
「要言」篇に属するものである可能性があるとし、あわせ
て簡文中で、韻を踏む箇所が多いことを指摘する。本篇

に収録された各簡が、字体などから、守法守令等十三篇（以下、十三篇）の他篇に収録された各簡と類似するとは原註の指摘する通りである。しかし、本篇に収録された諸簡は断簡が多く、内容的関連性や文章のつながりも判然としないため、他篇の簡が混入している可能性は否定できない。また、たとえ本篇所収の諸簡が独立して一篇を構成していたとしても、本来はより緊密な構成をもっていった可能性もあり、原註にいう「格言之匯集」は整理の結果であるとみなすべきかもしれない。原註が本篇との関連性を想定する、標題木牘の「要言」の意味にしても、「かなめのことば」は必ずしも格言を指すわけではなく、また、「要言」を「約束のことば」と捉えて「某々をすれば斬」といった罰則規定をそれにあてるともできよう。

以上より、本篇においては、特に他篇の諸簡との関連性に留意した註釈を付した。原註の指摘するとおり、本篇が独立した格言集であるにしても、他篇との関連性を検討することは、十三篇の史料的性格を考えていく上で必要不可欠な作業であろう。また、テキストの編輯説明が指摘するように、十三篇の簡の形式や字体は、「六韜」

としてまとめられた諸簡とも共通し、銀雀山漢墓竹簡『六韜』（以下、竹簡『六韜』）自体が十三篇の「上篇」「下篇」に相当する可能性がある。このことからすれば、本篇所収の各簡と竹簡『六韜』との関連も考慮しておく必要がある。以上より、註釈においては竹簡『六韜』との関連にも配慮した。

……於龜。民不親、為之於身。国不定、為之813……

……龜に於て……す。民、親しまざれば、之を身に於て為す。

国、定まらざれば、之を……に為す¹813……

(1) 原註は本簡冒頭が「□不□、為之於龜」という文であった可能性を指摘し、「為之於龜」が占トを意味するとみる。「……龜に於てすれば、民親しまず。之を身に於て為せば、国、定まらず」と解し、大事は占トや一人に委ねてはならない、という方向の解釈も可能であるが、とりあえずテキストに従う。

動詞としての「親」は、本篇ではこの簡以外にも824簡「有民不親」・829簡「親賢如父」等とみられ、特に後者からすれば、「目上の者に敬意をもって親しむ」

といった意味だろう。

(訳文) ……於龜。民が親しまない場合は己が身に為す。国が安定しない場合は……

……則治官、困則治家。聖人未嘗離治814……

……則ち官を治め、困しめば則ち家を治む。聖人は未だ嘗て治を離れず¹⁾814……

(1)「治官」・「治家」の語は本篇817簡「治家莫如穡(齋)、治官莫如公以直矣」とあり、818簡にも

「家不治、不能相取(聚)。官不治、不能相使」とある。

「治」に関して、本篇では上記のもの以外に、816簡

「凡治之道」、818簡「善治国者」・「身不治」、823

簡「卒不治」、828簡「官人而堅(輕) 其治者」とみ

え、その対象は多岐にわたる。一方、他篇において「治」

の語はより抽象的に「乱」と対比して用いられることが

一般的である。多様な「治」への言及は本篇所収の諸簡

の特徴といえる。見方を変えるならば、様々な角度から

「治」へ言及する諸簡が本篇に整理されたと考えること

もできよう。

「聖人」への言及は、十三篇ではここにみられるのみであるが、竹簡『六韜』では第一篇640簡「聖人蜀(独) 知蜀(独) 聞蜀(独) 見」とあるのをはじめとしてしばしばみられ、本簡と関連をもつ可能性がある。

(訳文) ……ならば官を治め、困窮すればその家を治める。聖人は治から離れることはなかった……

……是胃(謂) 偽詐。失民得法、国815□日君。失民失法、罪死不赦。凡治之道、公□816……

……是を偽詐と胃(謂) う。¹⁾ 民を失い法を得れば、国815

□日君。民を失い法を失わば、罪死して赦さず。²⁾ 凡そ治の道、

公□816……

(1)「胃(謂)」の用法について、十三篇では王法篇9

10簡「賤而不事貴、胃(謂) 之不遂」のように「胃

(謂) 之……」が一般的であり、「是胃(謂) ……」はこ

こにみられるのみである。一方、竹簡『六韜』では第二

篇656簡「是胃(謂) 九交」、第三篇668簡「是胃

〔謂〕仁之紀」、第五篇687簡「是胃〔謂〕龜〔讒〕文」、第六篇700簡「是胃〔謂〕順生」のように間々みられる表現であり、また668簡「是胃〔謂〕仁之紀」を除き、いずれも現行本『六韜』にはみられない。本簡も竹簡『六韜』と関連性を有する可能性があるろう。

(2) 「民」と「法」を並置する事例は、この815・816簡また本篇829簡「愛民如赤子、敬法如師、親賢如父」以外、十三篇・竹簡『六韜』のいずれにもみられない。本篇に特徴的であるといえよう。

「国□日君」の意味は不詳。脱簡・脱文の可能性が考えられる。

「罪死不赦」は『管子』立政「憲、既に布き、憲を行わざる者有らば、之を不從令と謂う。罪死して赦さず」や『商君書』賞刑「所謂壹刑とは、刑に等級無く、卿相・將軍より以て大夫・庶人に至るまで、王令に従わず、国禁を犯し、上制を乱す者有らば、罪死して赦さず」などとみられるが、十三篇・竹簡『六韜』ではここで用いられるのみである。当然ながら臣下に対して用いられる語であり、「失民失法」の主体も臣下とみるべきだろう。

〔訳文〕……これを偽詐と謂う。民心を失い法令に合致すれば、「国□日君」。民心を失いかつ法令を逸脱すれば、死刑に処し、赦免することはない。治の道というものは、公□……

……治家莫如稽（嗇）、治官莫如公以直矣、治□莫如威以戒矣。芒（荒）治817……

……家を治むるに稽（嗇）に如くは莫く、官を治むるに公にして以て直くするに如くは莫く、□を治むるに威にして以て戒むるに如くは莫し。芒（荒）治817……

(1) 「稽」と「嗇」が通用することは、竹簡『六韜』第六篇691簡「何愛何稽、万物皆得」からも確認される。ただ『老子』五九章に「治人事天莫如嗇」とあり、王弼注が「嗇は、農夫なり」とするように、こうした用法における「稽」・「嗇」を農業の類とする解釈が成り立たないわけではない。しかしここでは「稽」と並置される「公」・「直」などの語からも、やはり、より抽象的な「おしむ」の意味ととるべきだろう。

(2) 「公」は本篇826簡「廢私立公、為国之紀也」

とみえ、文意不詳であるが816簡にも「凡治之道、公□」とあるが、こうした徳目としての「公」は十三篇の他篇や竹簡『六韜』のいずれにもみられない。

(3)「芒」と「荒」が通用することは、たとえば馬王堆漢墓帛書老子乙本卷前古佚書『経法』六分に「主失立(位) 則国芒(荒)」(国家文物局古文獻研究室編『馬王堆漢墓帛書(壹)』文物出版社、一九八〇)とあることなどより確認されるが、十三篇や竹簡『六韜』において「芒」字が用いられるのはこの一例のみであるため、これが「荒」の意味で用いられているか否かは判断しがた

い。
(訳文) ……家を治めるには貪欲でないことが最も大事であり、官を治めるには公正にして曲がったことを行わないことが最も大事であり、□を治めるには威厳をもち訓戒することが最も大事である。芒治……

……樂以悲。善治国者、四国不危。身不治、不能自葆(保)。家不治、不能相取(聚)。官不治、不能相使。国不治、非其主之有也 818

……樂以悲¹。善く国を治むる者は、四国、危うからず。身、治まらざれば、自ら葆(保)つ能わず。家、治まらざれば、相い取(聚)まる能わず²。官、治まらざれば、相い使う能わず³。国、治まらざれば、其の主の有に非らざるなり。818

(1) 原註はこの簡と前の817簡とが連続しており、「芒(荒) 治樂以悲」が一句で「治を怠る者は、遊び楽しんでいようでいて最後には悲劇に行き着くことになる」という意味である可能性を指摘する。817簡と818簡が連続するとしても、この一句をそこまで読み込むにはかなり困難であり、前後の比較的平易な文章とそぐわないため、判断は保留する。

(2) 「取」は本篇828簡で「不能相取」、竹簡『六韜』第三編668簡「方夏甚暑、不能取功」と用いられており、竹簡『六韜』の該当部分の註で、敦煌写本『六韜』残卷が「方夏甚暑、不能聚攻」と作ることを指摘していることからすれば、「聚」に相当するとみてよいだろう。なお、図版・模本からすれば、これらの「取」字は「」ではなく「𠂔」に従うが、居延漢簡では「取」・「取」字はいずれも「取凡」・「取凡」として同義に用いられ(前

者の例は勞幹『居延漢簡 凶版之部』中央研究院歷史語言研究所專刊二一、一九五七年、三五六頁、214・76簡等、後者の例は同書三六四頁、283・32簡等、『説文』が「取」を「積なり」とし、段注が「取は聚と音義皆な同じ」とするため、ここでも「取」が「取」字として用いられていると考えてよいだろう。

竹簡『六韜』では「取」以外に「聚」字をも用いるが、第六篇694簡から695簡にかけて「古者聚人為家、聚家為國、聚國為天下」とあることからすれば、「不能相取」とは一家の不和・離散を指すと考えられる。(3)『珍稀』は「使」を「徭役」・「役」と解す。本篇820簡に「肥民人者少其使」とあり、王法篇914簡から915簡にかけて「飢弗能食、寒弗能衣、乱弗能治、則外弗能柔、中弗能禁、内弗能使。上操三者、民外无□□、内无感欲也、杀之則死、生之則生、欲使之則使」とあることから従うべきだろう。

(訳文) ……楽以悲。善く国を治める者は、その四隣の国も安定する。その身が治まらなければ、自身を保持することができない。家が治まらなければ、人々が各家に

集い安住することができない。官が治まらなければ、人々を使役することができない。国が治まらなければ、国はその君主の手から離れてしまう。……

……大国申明法制、飭仁義、中国以守戰為功、小国以事養為安。大国外示諸侯以道惠(徳)、内示民明(萌)以仁愛。中819……

……大国は法制を明らかにし、仁義を飭^{とよ}めるを事とし、中国は守戰を以て功を為し、小国は事養を以て安を為す^①。大国は外、諸侯に示すに道惠(徳)を以てし、内、民明(萌)に示すに仁愛を以てす^②。中819……

(1) 原註はこれに類似する文章として王法篇908簡「大國行仁義、明道惠(徳)、中國守戰、小國事養」を引き、また『尉繚子』武議の「万乘農戰、千乘救守、百乘事養」の「千乘」・「百乘」が、これらの簡文の「中國」・「小國」と同じ意味だとする。「法制」・「仁義」は王兵篇866簡「□天下莫之能害、故可以有地君國。出号令、明法制」王法篇921簡「……法制、明度量也」920簡「王者必明道惠(徳)、飭仁義」などがみえる。十三

篇において「法制」・「仁義」や「道惠（徳）」などは主に「大国」・「王者」といった強国にのみかかる事柄だったといえる。

「中国」の「守戦」については、二通りの解釈ができる。一つは『商君書』兵守「四戦の国は守戦を貴び、負海の国は攻戦を貴ぶ」のように、「攻戦」と対比される「守りの戦い」とする解釈であり、もう一つは同慎法「千乗の能く以て守る者は自ら存ち、万乗の能く以て戦う者は自ら完うす」のように「守」と「戦」を対比的に捉え、「守りと戦い」とする解釈である。十三篇では、「守」は守法守令篇784簡「守城之教也」のように主に城郭防衛、「戦」は王兵篇858簡「張軍有不能戦、囲邑有不能抜」、田法篇924簡「出可以戦」のように城郭を出ての戦争の意味で用いられるため、後者の可能性が高いだろう。

また、原註の引く『尉繚子』は「万乗農戦、千乗救守、百乗事養」に「農戦は外に権を索めず、救守は外に助を索めず、事養は外に資を索めず。夫れ出でては戦うに足らず、入りては守るに足らざる者は之を治むるに市を以てす。市とは戦守に給する所以なり。万乗に千乗の助無

ければ、必ず百乗の市有り」と続く。「出不足戦、入不足守者」とは「百乗」を意味し、「千乗」であれば出ては戦い、入りては守るに足るのだろうか。このことも「中国」の「守戦」が「守と戦」であることを支持する。

「千乗救守」は万乗の国に援兵を出すことに重点が置かれており、「中国守戦」の「戦」もこうした意味合いをもつものかもしれない。ただ、「守戦」という、「救守」よりも中立的な表現が用いられることや、ここで引いた『商君書』慎法の記述からすれば、「中国」の「守戦」とは、より「守」に重点を置いた表現とみるべきだろう。

「功」は、「小国」の「安」と対比されるため、『説文』「功」の「勞を以て国を定むるなり」により、「国を定めること」と解する。

「小国」の「事養」について、原註の引く王法篇908簡は「小国事養」の後に「天地之礼也。故少不可不事長」と続き、また同篇911簡に「小而事大、胃（謂）之召（招）害」とあるため、「小国」が「大国」に「事え奉養」することと解される。『尉繚子』の「事養不外索資」「万乗無千乗之助、必有百乗之市」という記載からすれば、糧食や物資の援助に主眼を置いたものだろう。

(2) 「民明(萌)」は、王法篇920簡に「帝者胃(謂)人黔人、王者胃(謂)之黔首、柏(霸)者胃(謂)之民、諸侯胃(謂)之明(萌)」とあるため、覇者や諸侯の民の呼称ということになる。「民明(萌)」はこの他に田法篇927簡「□示民明(萌)以作務□□□」、同篇928簡「□□□□□□□□示民明(萌)毋解(懈)怠。如此則外无諸侯之患、内」とみえ、いずれも「示」の対象となっており、特に後者では「外」の「諸侯」への言及がある点、本簡との類似性が高い。

(訳文) ……大国は法律制度をはっきりさせ、仁義の徳目を立派にすることをその任とし、中国は自国の城郭を守り、出戦することで国を定め、小国は大国に仕えることで安定を保つ。大国は国外には諸侯に道德の模範を示し、国内には人民に仁愛の模範を示す。中……

……国家者安四国。肥六畜者益其食、肥民人者少其使、肥8
20 国家者飭其惠(徳)。匹夫有□、深草可亡也。良馬有乘、
遠道可長也。賢材有合、大道可明也。水渴(竭)者、其魚涸

821……

……国家を……する者は四国を安んず¹⁾。六畜を肥やさんとする者は其の食を益し、民人を肥やさんとする者は其の使を少くし²⁾、国家を肥やさんとする820者は其の惠(徳)を飭う。匹夫に□有らば、深草を亡くす可きなり。良馬に乗有らば、遠道を長ず可きなり。賢材に合すこと有らば、大道を明かす可きなり³⁾。水渴(竭)くれば、其の魚も涸²⁾く821……

(1) 「国家」は十三篇ではこの箇所に用いられるのみであるが、竹簡『六韜』では第三篇669簡に「国家和服」の語がみえる。

(2) 「民人」の表現は、他に竹簡『六韜』第五篇681簡「与民人同惠(徳)」とみられる。

(3) 原註はこの文章に近いものとして『尉繚子』武議「故に曰く、良馬に策有らば、遠道を致す可し。賢士に合すること有らば、大道を明かす可し」をあげる。『早大』が指摘するように、『尉繚子』のこの箇所は、太公望と文王の關係に即して述べられている。太公望の著とされる『六韜』が十三篇と同時に出土していることからすれば、銀雀山漢墓の位置した齊の地域性が何らかの形で反映しているのかもしれない。

「草」は王法篇898簡「凡欲富国狼(壘)草仁(芻)邑」や竹簡『六韜』第五篇687簡「吾觀其野、草茅勝穀」とみえるが、耕地や穀物に対比される未開墾の土地・雑草を象徴する。この「深草」も未開墾の土地を象徴するものだろう。

「遠道」は王兵篇863簡から865簡にかけて「動如雷神、起如蜚(飛)鳥、往如風雨……有風雨之疾則不難遠道……不莫(難)遠道、故禽(擒)絶地之民……」とあり、攻戦に関係する表現として用いられる。

(4)『説文』に「渴、盡也」、「涸、渴也」とあり、水が尽きれば、そこにいた魚も尽きる、といった意味と考えられる。

(訳文) ……国家を……する者は四隣の国をも安定させる。家畜を肥らせようとする者はその飼料を多くし、民を豊かにしようとする者はその労役を少くし、国家を繁栄させようとする者はその徳を立派にする。地位権力の無い者であっても、□が有れば、丈高い草を無くして土地を開墾できる。良馬であっても、それに乗る者がいてはじめて、到達できる長い道程を更に伸ばすことができ

る。優れた人材であっても、それを認めるものがないはじめて、深遠な道義を明らかにすることができる。水が無くなれば、そこにいた魚も姿を消す……

……□富民、父母也。有長位母(無)長道者、匹夫也。有822……

……□富民、父母なり。長位有りて長道母(無)き者は、匹夫なり。有822……

(1)原註はこの句の意味を、君長の地位を有してはいるが、君長としての道義がないことを意味するととる。基本的に従うべきと考えられるが、「長」とは、王兵篇867簡から868簡にかけて「官府母(無)長、器械(械)苦俛(廡)」とあるように、官署の長を指すと考えられる。

また、ここにみえる「父母也」・「匹夫也」は比喩と捉えることができるが、こうした表現は本篇824簡「有□不親者、丘虚也」と共通する。

(訳文) ……□富民、父母のようなものである。長官の

地位を有していながら、それに相応しい道義のない者は無位無官の者同然である。有……

……卒不治、敵人至弗能□823……

……卒、治せざれば、敵人至るも□……する能わず¹823……

(1) 十三篇においては、一般に「適」字を「敵」の意味に用いるが、本簡では「敵」字を用いている。こうした例は守法守令篇768簡「戦国応敵」、王法篇919簡「敵人制」が知られる。また、「敵人」・「適人」は919簡以外に守法守令篇800簡から801簡にかけての「非適人傳城及在城下、卒不得服弩」にも用いられる。814簡註(1)で指摘したように、多様な「治」への言及は本篇に収録される諸簡の特色であり、この簡の文章も818簡「身不治、不能自葆(保)」などに類似する。しかし、「卒」や「敵」・「適(敵)」への言及は、守法守令篇・王兵篇・兵令篇にまわっており、兵令篇965簡「兵以安靜治、以暴疾乱」のように、兵卒の「治」への言及もみられることから、本簡も、本来これらの篇に属していた可能性がある。

(訳文) ……兵卒が治まっていなければ、敵兵がやってきても……できない。……

……也。有□不親者、丘虚也。有民不親□824……

……也。□有るも親しまざる者は、丘虚なり。民有るも親しまざる□824……

(訳文) ……である。□を有していても親しまなければ、荒地のようなものである。民を有していても親しまなければ……

……□大功。有下不忠、焉能得愈(聰)明。有長母(無)長道者825……

……□大功。下有るも忠ならざれば、焉ぞ能く愈(聰)明なるを得んや¹。長有るも長道母(無)き者は825……

(1) 「忠」への言及は十三篇ではここにみられるのみであるが、竹簡『六韜』では第二篇651簡「……不勑者、忠」といった記載がみられる。

(2) 原註は822簡「有長位母(無)長道者、匹夫也。」

から、「有長」の下に脱字がある可能性を指摘する。ただ、この簡の上句において「憲（聰）明」たりえないのは、上に立つ者であって「下」位者ではないように、「有長母（無）長道者」は「長」を戴く下位者や、「長」を臣下としてもつ君主にかかる句である可能性もある。断簡ゆえ確言しがたいため、とりあえず原註に従っておく。

（訳文）……□大功。部下がいても、それらが忠実でなければ、どうして聡明でいられようか。長官であっても、それに相応しい道義のない者は……

……□也。廢私立公、為国之紀也。□826……

……□也。私を廢して公を立つるは、国を為むるの紀なり。¹⁾

□826……

（1）「公」・「私」の対比は十三篇・竹簡『六韜』を通じてここにみえるのみである。「紀」は「綱紀」を指すと考えられるが、こうした用例は竹簡『六韜』第三篇668簡「是胃（謂）仁之紀」とみえる。

（訳文）……□也。私を廢して公を立てるのは、国を治める上での綱紀である。□……

……事之慈、重法而至（輕）利。学而至（輕）其師827……人而至（輕）其上者、不能相取（聚）。官人而至（輕）其治者828……

……事之慈、法を重んじて利を至（輕）んず。学びて其の師を至（輕）んじ827……人、而して其の上を至（輕）んずる者は、相い取（聚）まる能わず。官人にして其の治を至（輕）んずる者は828……

（1）「慈」字について、『珍稀』は「憐」と解して『方言』の「憐、憐也」を引くが、意味的に通じがたい。「揆」字等の通假字の可能性もある。

（2）「師」字は図版・摸本において、上端の一部を除き、ほとんど確認できない。十三篇・竹簡『六韜』において「師」字はこの箇所と829簡「敬法如師」にみられるのみであり、庫法篇845簡「庫上市」や竹簡『六韜』第十篇727簡「……之市、以東伐受（紂）」のように他の箇所では「市」が用いられる。

(3) 「不能相取(聚)」は本篇818簡に「家不治、不能相取(聚)」とみえるため、この箇所でも「家」に係する語句であるとみることが出来る。この場合、『早大』が指摘するように、本簡冒頭の「人」字が、守法守令篇810簡「諸官府室屋壯(牆)垣及家人室屋器戒(械)」にみえる「家人」の残欠であり、下の「官人」と対応している可能性がある。ただ、田法篇935簡「其余皆以所長短官職之」や竹簡『六韜』第九篇717簡「称賢使能而官有才、則賢者帰之」のように官職を与えらるという動詞として「官」字が用いられる例もあり、「官人」が「人に官す」という意味であるともとれる。ここでは暫定的に、上の「人」字を「家人」の残欠であるとまでは断定せず、「官人」は名詞と捉えておく。

(訳文) ……事之慈、法律を重んじて利益を軽視する。教育を受けてながらもその師を軽視し……人、その目上の者を軽視する者は集い安んずることができない。官吏でありながらその官を治めることを軽視する者は……

……□必節。愛民如赤子、敬法如師、親賢如父829……

……□必節。民を愛すこと赤子の如くし、法を敬すこと師の如くし、賢に親しむこと父の如くし¹⁾829……

(1) 815・816簡註(2)で指摘したように、「民」と「法」を並置する事例は十三篇・竹簡『六韜』では本篇以外みられず、さらにこれらに「賢」者が加わる例はこの箇所のみである。「民」と「賢」を並置する点では竹簡『六韜』第五篇678簡「脩(修)身・下賢・惠民、以觀天道」がやや近いといえる。

(訳文) ……□必節。人民を大事にすること己の幼子に接するが如くし、法律に敬意を払うこと己の師に接するが如くし、賢者に敬意をもって親しむこと己の父に接するが如くす……

凡守、謹中如備外、敬(警)内如慎適(敵)、后守830……凡そ守、中に謹むこと外に備うるが如くし、内を敬(警)むること適(敵)に慎むが如くし、¹⁾后に守²⁾830……

(1) ここでは「中」と「外」、「内」と「適(敵)」が

対比される。「中」・「外」の対比は守法守令篇809簡から810簡にかけて「莫(暮)必置兎(斥)者城外、以視適(敵)進芮(退)変能(態)請而為、長耳目城中、以觀姦邪事變」とみえ、「内」・「適(敵)」の対比は兵令篇967簡に「兵之恒戟(陳)、有郷(向)適(敵)者、有内郷(向)者、有立戟(陳)者、有坐戟(陳)……」とみえる。「中」・「外」とは城内・城外、「内」・「適(敵)」は自陣と敵陣を指すのだろう。自陣への監視を促し、「守」を論ずる点で、本簡は守法守令篇所収の諸簡との関連性が高く、本来はそちらに属するものである可能性がある。

(2) 十三篇・竹簡『六韜』において、「後」が守法守令篇799簡「以射適(敵)遠卒及後行者」・王兵篇863簡「莫当其前、莫害其後」のように具体的な「あと」・「うしろ」或いは「おくれる」といった意味で用いられるのに対し、「后」は王兵篇857簡「故計必先定、然后兵可以起」竹簡『六韜』第十篇732簡「道先非之、而后天下仮(叛)之」のように「然る後に」というやや抽象的な意味合で使われることが多い。こうした「后」と「守」が結合する事例として守法守令篇796簡「……

毋得□十七尺、后可以守及便斲(闘)をあげることができる。

(訳文) 守備というものは、城外に備えるが如く城中にも厳格にし、敵に対するが如く味方にも警戒した上で、守……

(以上、仲山茂訳註)

庫法篇

三^①

(1) ここには、標題木牘に「庫法」とあるものが分類されている。内容としては、県に設置された武器庫、すなわち「県庫」に関する規定と判断されたものが集められている。なお、以下にあるように県の各規模の設定、その規模に従っての戦車の供出規定、あるいは「鉄鉞」をはじめとする様々な武具の管理についての言及があり、これらは前稿で訳出した守法守令篇にある記述と関連する部分が少なくない。すなわち守法守令篇が外敵来襲に際しての防御策を論ずるのに対し、この庫法篇はそのための物的基盤について論じたものと捉えることができ、両者は軍事的な側面からした「都市防衛」という点で強く親近性をもつ。このことは十三篇が、雑多な内容から成るアトランダムな性格のものではなく、相互に関連した内容の篇から構成されるといった、ある体系立った思惟に基づいて編まれた書物であることを示唆するものと思われる。

庫法^①
831

(1) この標題簡には冒頭部分に横棒状のラインがある。このラインは、前稿でも触れたように、標題簡を明示するための記号と考えられる。

……【大県】百里、【中】県七十里、小県五十里。大県二万家、中県万五千家、小県万【家】832……

……【大県】は百里^①、【中】県は七十里、小県は五十里。大県は二万家、中県は万五千家、小県は万【家】^②832……

(1) 『巨大』も指摘するように、十三篇の「田法」には「百里【而】一県」とあり、また『漢書』百官公卿表にも「県は大率方百里」とあり、ここでの「百里」、また以下の「七十里」「五十里」という数値はそれぞれの県の面積を指す。

(2) 『漢書』百官公卿表では、「県令・長、……万户以上は令と為し、……万户を減ずれば長と為す」とあるのに対し、ここでは「小県」が「万家」として規定されている。このように「万家」が県の最低人口規模としている。

る点、また「中県」の設置など、前漢の県の制度とは著しく異なるものであり、かく県を大中小にランキングするのは、前稿で指摘したように他の戦国文献にも見られない、銀雀山漢簡特有の把握方法である。なお、この簡について、守法守令篇に「数也。中県・小県以民戸」²「大県二万家、中県・小県以民戸之数制之」とあり、当簡はあるいは守法守令篇に分類されうる可能性も出てくるが、整理小組は県庫の規定の前提として、特に後続の833・834簡の存在を念頭に置き当該部分に配置したものである。

(訳文) ……大県は面積方百里、中県は面積方七十里、小県は面積方五十里である。大県は人口二万家、中県は人口一万五千家、小県は人口一万家である……

……□□以県小大為賦833之數也。車可用者、大県七十乘、小県五十乘。諸庫器善否美惡及穀(角) 試834……
……□□県の小大を以て賦833の數と為すなり。車の用うべき者、大県は七十乘、小県は五十乘¹。諸もろの庫器の善否美惡及び穀(角) 試834……

(1) 原註では先に「大県百里」「中県七十里」「小県五十里」とあることから、この部分には脱誤があり、本来は「車の用うべき者、大県は百乘、中県は七十乘、小県は五十乘」とあるべきとする。これに関し、『左伝』昭公五年「韓の賦七邑は、皆な成県なり。……其の十家九県、長轂九百……」の条の杜預注に「成県の賦、百乘なり」、会箋に「成県も亦た猶お大県のごときなり」とあり、大県が百乘の戦車の供出能力を有するとされている。また『史記』陳涉世家に「大沢郷を攻め、収めて斬を攻む。斬、下る。……鉦・鄼・苦・柘・譙を攻め、皆な之れに下る。行きて兵を収め、陳に至る比^{ころ}おい、兵車六七百乘、騎千余、卒数万人たり」とあるごとく、秦では一県につき、大よそ百乘の「兵車」の供出能力があることからして、原註の想定は是と思われる。

(2) 「穀(角) 試」は、『早大』が指摘するように、「試験して成績の優劣を比較する」の意。後続の840簡では庫が器物の製造を行っていることが述べられ、また同849簡からは庫に「工」が存在していたことが確認できる。更に同844簡では庫の製造器物に対して「試」を行うことが述べられている。してみると、こ

での「穀(角)試」とは、844簡の「試」と同義であり、具体的には県庫に設置された工房における製造器物の品質検査について述べたものであろう。睡虎地秦簡

(以下『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一、の簡数による)でも「工、粟鬃它県、到官試之、飲水、水減二百斗以上、賞工及吏将者各二甲……」(效律314)とあるごとく、「工」が搬送した漆についての品質検査が「試」と表記されている。また王兵篇には「百工の利器を論じ、天下の豪傑(傑)を収め、天下の俊雄を有し、春秋に穀(角)試して、以て精材を闡(練)る」(862・863簡)とあり、またこれと類似する文言が『管子』七法・為兵之數に「百工の鋭器を論じ、春秋に角試して以て練り、精銳を右と為す。器を成して課せずんば用いず。試みずんば蔵めず。天下の豪傑を収め、天下の俊雄を有す」とあり、これらからすると「穀(角)試」は春と秋に行われたらしい。

(訳文) ……□□県の大小でもって軍事徵発の基準値とする。用いるべき戦車は、大県では百乘、「中県では七十乘、」小県では五十乘である。諸々の県の庫の器物の

状況の善し悪し及び器物の品質検査……

……□大楸小楸弩□□□数也。造紃(弦)弩五、必絲□之。造鐵(機)弩三835……四、造紃(弦)弩三、造鐵(機)弩二。県庫器836……
……□大楸小楸弩□□□数なり。^①紃(弦)を造るに弩ごとに五、必ず絲は之れに□す。^②鐵(機)を造るに弩ごとに三835……四、紃(弦)を造るに弩ごとに三、鐵(機)を造るに弩ごとに二。県の庫器836……

(1) 原註では、楸は、檠に作り、弓弩を輔正する器具とする。原註ならびに『早大』が指摘するように、楸は檠と同字であり、弦を外した弓弩に装着しその歪みを防ぐ器具「ゆだめ」である。若干資料を補足しておく、
『説文』に楸は「榜なり」とあり、更に「榜」は「弓弩を輔くる所以なり」とある。また『荀子』非相篇「人と接わるに則ち挫を用う」の楊倞注に「……挫は、当に挫と為すべし。……挫は、檠挫なり。弓弩を止すの器なり、
『儀礼』既夕礼「秘有り」の鄭玄注に「秘は、弓檠なり。弛めば則ち之れを弓裏に縛りて、損傷に備う。竹を以て

之れを為る」等とあり、特に『儀礼』からすると竹が用いられたようである。居延漢簡には「迎卒受兵謹掖繫持、與将卒長吏相助至署所、毋令卒得擅道用弩射禽獸闘」(EPT3.63)、「署第十七部候長、主亭隧七所、兵弩扁戾不繫持、毋鞍馬」(EPT2.399)とあり、弩に「ゆだめ」を装着することを「繫持」という語で表現され、後者では「ゆだめ」の装着を怠った場合、罰則を受けることが記されており、弩の管理に繫が不可欠であったことが窺える。

(2) 王国維・羅振玉『流沙墜簡』(初出一九一四。中華書局、一九九三) 器物類では、唐・李筌『太白陰経』器械篇「二千五百張弩、七千五百条弦……弓一萬二千五百張、弦三萬七千五百条……」を引き、弓弩と弦の比率は一・三であると指摘する。また尹湾漢墓簡牘「武庫永始四年兵車器集簿」には、「弩五十二萬六千五百廿六」に対し「弩弦八十四萬八百五十三」とあり、これに基づき李均明は「弩と弦の比率は一・二に近く、実際の運用においてはその比率はもっと大きくなる」と述べる(「尹湾漢墓出土『武庫永始四年兵車器集簿』初探」、連雲港市博物館・中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘綜論』

科学出版社、一九九九所収)。この部分及び以下の数値は弩一つに対しての、消耗品あるいは予備品としての弦及び機の比率を示したものと考えられる。

(3) 「絲」は『早大』が指摘するように、『周礼』考工記・弓人「三材」の鄭玄注に「三材は、膠・絲・漆なり」とあるごとく、弓弩の材料の一つである。ただ、そこには引き続き「膠なるや、以て和を為すなり。絲なるや、以て固を為すなり。漆なるや、以て霜露を受くるを為すなり」ともあり、また林巳奈夫『中国殷周時代の武器』(初出一九七二。朋友書店、一九九九)第七章「弓」では、長沙五里牌406号墓出土の戦国時代の弓として、弓身に腱を巻き、その上を絹糸で固く巻いて更に漆が塗られているものが紹介されている。したがってより内容を絞り込むならば、「絲」とは弓身を巻き固めるための絹糸と考えられる。

(4) 「鐵(機)」とは、弩における矢の発射装置を指す。林巳奈夫前掲書第八章「弩」参照。

(訳文) …… □大型のゆだめや小型のゆだめは弩□□□□ □数である。弦を造るに際しては弩一つごとに五本であ

り、弓身を巻き固める絹糸は必ず弩に□する。機（発射装置）を造るに際しては弩一つごとに三個である……四、弦を造るに際しては弩一つごとに三本であり、機を造るに際しては弩一つごとに二個である。県の庫の器物は……

……□一、長鉄鈔十六尺大半尺者居四之一、短鉄鈔十四尺半者居十837……

……□一、長鉄鈔十六尺大半尺の者は四の一に居り、短鉄鈔十四尺半の者は十……居り837……

(1) 鈔は前稿で指摘したように矛の一種である「鈔」である。

(訳文) ……□一、全長十六尺大半尺(約三・七m)の長い鉄製の鈔は、(庫に収蔵する鈔の)全体の四分の一であり、全長十四尺半(約二・八m)の短い鉄製の鈔は、全体の十……であり……

……□事恒器也。長斧・連種・長椎、枋(柄)七尺。椎首大十838四寸、長尺半。連種長尺八寸、其縹(系)尺、挺長

七尺、大十二寸。長縹・長木柁、枋(柄)八尺。長縹方十尺、縹長四尺839……

……□事は恒器なり^①。長斧・連種・長椎は、枋(柄)七尺^②。椎首は大いさ十838四寸、長さ尺半^③。連種は長さ尺八寸、其の縹(系)は尺、挺の長さは七尺、大いさ十二寸^④。長縹・長木柁^⑤は、枋(柄)八尺。長縹は方十尺、縹の長さは四尺839……

(1) 「恒器」は『早大』が指摘するように、「常備しておく器物」の意であろう。なお、「恒」は前漢文帝の諱であるが、避諱されていない。守法守令篇でも「恒」字が使用され(801、811簡)、また例えば王法篇(904簡)でも恵帝の諱である「盈」字が、『孫贖兵法』(300、301簡)では高祖の諱「邦」が、『孫子兵法』(123簡)等では武帝の諱「弊(徹)」が使用されている。銀雀山漢簡の書写時期は、字体からして前漢文・景帝〜武帝期初頭と考えられているが(呉九龍「銀雀山漢簡齊国法律考析」『史学集刊』一九八四―四)、陳垣『史諱举例』(初出一九二八。科学出版社、一九五八)巻八、第七十二、「秦漢諱例」に「漢の時、古に近く、宜しく

尚お自由にして、後世の例を以て之れを繩はかる能わざるべし」とあるごとく、この時期においては避諱の習慣が徹底していなかったことを示すものであろう。

(2) 原註では、『墨子』備城門「城上の備え、……連挺(挺)・長斧・長椎」「城上) 二歩ごとに連挺(挺)・長斧・長錐各おの一物を置く」、また『通典』卷一五二「連挺は、禾を打つ連枷の如き状にして、女牆の外の城を上る敵人を打つ」を引き、敵を叩き打つものであるので、「連挺」は連挺の別称とする。当簡と備城門の文章との近似、また「挺」には『早大』も指摘するように「棒状のもので打撃を加える」の意があることからして、是と思われる。また原註では、『墨子』備城門「長斧、柄の長さ八尺……長椎、柄の長さ六尺」、備城門「斧、柄の長さ六尺」を引き、当簡と柄の数値に差があるとする。確かにそうではあるが、『六韜』軍用篇に「大柯斧、刃の長さ八寸、重さ八斤、柄の長さ五尺以上」とあり、柄の長さが五尺(約一一二cm)以上あるものが「大柯斧」すなわち「柄の長い斧」とされている。また「椎」は大形の金槌で、『史記』留侯世家には張良が力士に一二〇斤(約三kg)の「鉄椎」を始皇の車に投げつけさせる逸

話がある。居延漢簡にも「●橐他莫當燧始建国二年五月 守御器簿」との標題簡のある冊書(EJ.T37.1537-58)にも「長斧四」「長椎四」「連挺四」等と見え(薛英群『居延漢簡通論』甘肅教育出版社、一九九一、第七章第二十五節「守御器」)、これらが防御用の武器として使用されていたことが確認できる。なお林巳奈夫(四)斧、鉞、椎(『漢代の文物』、一〇「武器、旌旗」。初出一九七六。朋友書店、一九九六)では、武器としての大型の「斧」や「椎」を兵士や力士が所持している画像を紹介しており、「斧」の場合、柄の長さは人の背丈ほどあるものもあるが、それよりもやや短めな柄のものもあり、また「椎」の場合もそれをもつ力士の背丈の約半分程度の柄が描かれている。これらの事例からしても、おおよそ五尺以上の長さの柄をもつ「斧」「椎」は総じて「長斧」「長椎」に属すると見てよいのではなからうか。むしろ、かかる差異よりも、備城門と重複する記述があることに注目すべきであろう。守法守令篇では備城門等と関連する記述は多かったが、ここにおいてもそれが見られることは、本篇が守法守令篇と系統を同じくする著作物であることを示す証左と思われる。

(3) 原註では『墨子』備城門「長椎、柄の長さ六尺、頭の長さ尺」、備蛾傳「椎、柄の長さ六尺、首の長さ尺五寸」を引き、特に備蛾傳の記述と当簡は一致する部分があることを指摘する。その通りであり、これからすると「椎首」は「頭」「首」と言い換えられたようであるが、どちらも槌の先端に関わる部分を指したものであることは間違いない。ところで「大」は備城門「木の大きさ圍、長さ二尺を以て四分して之れを中鑿し……」とあるごとく、円周を示す際に使用される表現である。したがって槌のなかで円形になっている部分、すなわち打突面を含む丸くふくらんだ部位の周長をいっており、これに対して「長」とあるのはおそらく、打突面からもう一方の打突面までの部位の「長さ」を指しているものと思われる。

(4) 原註では、『墨子』備蛾傳「連爻を為るに、長さ五尺、大十尺「この三字には誤りがあるう」、挺(挺)長さ二尺、大いさ六寸、索の長さ二尺」を引き、連爻とは連挺のことであり、「索」は当簡の「縲(系)」に当たり、連挺の柄と打撃部分をつなげる部位とし、備蛾傳にもとづき連挺の打撃部分は「挺」と呼ばれたとする。

「挺」については、雲夢睡虎地秦簡・法律答問に「以挺賊傷人」●可(何)謂「挺」。木可以伐者為挺(461)とあり、「挺」とは木製の打撃用の器物、いわゆる棍棒であることが記されている。「爻」については、曾侯乙墓、秦兵馬俑坑等から青銅製の「爻」が発見されている(湖北省博物館編『曾侯乙墓』上、文物出版社、一九八九、第三章「隨葬器物」。王学理『秦俑專題研究』三秦出版社、一九九四、第二部分、柒「粗劣的秦軍礼兵」、備蛾傳の「連爻」の「爻」は木製のものであるう。例えば『淮南子』齊俗訓「撻笏杖爻」の高誘注に「爻は、木杖なり」とあるごとく木製の棒の意味がある。「連挺」は先に見たように備城門での連挺と同一物と考えられ、連爻も備蛾傳の間話に「備城門篇の連挺なり」とあることから、「連挺」≡連挺≡連爻となり、原註は是と思われる。「縲(系)」は『早大』が指摘するように、「ひも」「繩」の意であろう。原註ではまた、「連挺長尺八寸、……挺長七尺、大十二寸」では、「挺」の長さが柄に対して長大に過ぎることから、「連挺長七尺、……挺長尺八寸、大十二寸」の誤写とし、そうすれば冒頭の「長斧・連挺・長椎、枋(柄)七尺」と符号する、とする。原文の「連

種の長さ」「梃の長さ」の数値に錯誤があること、また打撃部分が柄より短くなくてはならないという点には異論はないが、しかし原註の解釈をとると、一方で「柄の長さが七尺」となるのに対してもう一方では「(柄を含めた)全長が七尺」となり、齟齬が生じる。おそらくは「連種の長さ」は柄に梃の(あるいは系も含めた)数値を加算した「七尺」以上のものになるものと推測される。誤写の結果が「尺八寸」であること、また「梃の長さ尺八寸」が是と思われることから、本来の文章は「尺八寸」に「八」もしくは「九」字を加えた「連種の長さ八尺八寸」ないし「連種の長さ九尺八寸」ではなかったかと思われるが、何れが是であるのかは現状では判断がつかない。

(5) 「長緹」は不詳。「長木移」は、原註では長い柄のついた水波みの器具とする。前稿で触れたように、移は何らかの「さかづき」の意と思われるが、「長木移」は原註のごとく「ひしゃく」の類か。備城門に「水を持つ者は必ず布麻斗(油漆で固めた布製の容器)・革盆(革製のポウル)を以てし、……柄、長さ八尺」とあり、これが火災の際には「水を麻斗・革盆に持ちて之を救つ」

とあることから、「長木移」もまた消火用の木製の「ひしゃく」であろうか。

(訳文) ……□事は、常備しておく器物である。長斧(長柄の斧)・連種(連結式打撃棒)・長椎(長柄の金槌)は、柄の長さが七尺(約一五八cm)である。金槌の打突面の周長は十四寸(約三二cm)、打突面からもう一方の打突面までの長さは一尺半(約三四cm)である。連種の全長は八尺八寸(約一九八cm)「もしくは九尺八寸(約二二一cm)」であり、連結用のひもは一尺(約三三cm)、打撃棒の長さは一尺八寸(約四一cm)、周長は十二寸(約二七cm)である。長緹(不詳)・長木移(長柄の消火用の木製ひしゃく)は、柄の長さが八尺(約一八〇cm)である。長緹は方周が十尺(約二二五cm)であり、緹の長さは四尺……

……三□田艾(刈) 諸器、非甲戟矢弩及兵鑿韋鞞(鞞)之事、及其它物唯(雖) 非守禦之具也、然而庫之所為也、必840……
……三□田艾(刈) の諸器は、甲戟矢弩及び兵鑿韋鞞(鞞)の事にあらずして、及び它物の守禦の具にあざると唯(雖)

も、然れども庫の爲る所なれば、必ず840……

(1) 『早大』も指摘するように、「艾」は「刈」の借字であり、「鎌」のことである。『墨子』備城門に「城上、九尺ごとに一弩・一戟・一椎・一斧・一艾あり」とあり、問語では艾は刈の借字とし、『国語』齊語の韋昭注「刈は、鎌なり」を引く。このように『墨子』では「艾」は明確に防御用の武器の一つとして扱われているのに対し、当簡では以下に記される武器及び武具とは別して扱われている。これも『早大』が指摘するように、「田艾」とあることから、農業用の鎌を指すことに由来しているためと思われる。

(2) 「弊」は、前稿で指摘したように「盾」の意。「鞮(鞮)」は原註では、『漢書』韓延寿伝「甲・鞮鞞を被て馬上に居る」の師古注「鞮鞞は、即ち兜鞞なり」を引き、「かぶと」の意に取る。是と思われる。「韋鞮(鞮)」とは、居延漢簡にある「革鞮」(二三九・八一)にあたるものであり、「革製のかぶと」の意である。革製のかぶとは、曾侯乙墓から出土している(『曾侯乙墓』上、前掲、第三章、第四節「皮甲冑」)。

(3) 黄盛璋「新鄭出土戰国兵器中的一些問題」「試論三晋兵器的国別和年代及其相關問題」(初出はそれぞれ一九七三、一九七四。ともに『歴史地理与考古論叢』齐鲁書社、一九八二所収)において、戦国時代、とりわけ三晋地域の庫は武器製造機構であるとほぼ確定されたが、当簡を踏まえるならば、ここでの庫は農具を含む多様な器物の製造機構であったようである。庫が兵器以外の器物を製造していた事例としては、黄氏も引用する三晋のものとなる「十一年、庫嗇夫肖不菱、賈氏大踰(令)所為。空(容)二斗」の銘文をもつ〈十一年庫嗇夫鼎〉(『三代吉金文存』三・四三)、また前漢時代のものとしては、例えば「汝陰侯杯。容一升半。六年、庫己、工年造」「耳杯」の銘文をもつ、汝陰侯墓出土の耳杯、盃、木筥等がある(『文物』一九七八・八)。とりわけ汝陰侯墓のものは日用品の器物を製造していた点で注目され、当簡における庫の在り方に通じるものがある。

(訳文) ……三□農業用の鎌といった農具類は、よろい・戟・矢・弩及び盾・革製のかぶとの類ではなく、またその他の防御用の器具ではないけれども、しかしながら庫

が製造したものであるので、必ず……

……□所以□邑恒器者、必善封璽（璽）之以當夫841之璽（璽）。
（璽）。
（璽）。
……□、邑の恒器を□する所以の者は、必ず善く之れを封璽

（璽）するに當夫841の璽（璽）を以てせよ。
（璽）の庫器は
以て……帯び842……

（1）「封璽（璽）」は、『呂氏春秋』孟冬「問閭を戒め、
鍵閉を修め、関籥を慎み、封璽を固くす」の高誘注に
「（封）璽は、印封なり」とあるごとく「封印する」の意。
璽は、戦国時代では官印・私印を問わず「鉞」「鉞」に
作られ両者は同じ字を指すとされるが、これについては
夙に程瑶田が、「尔」は「爾」の省文であり、金属ある
いは玉で作製されるのでその文字は「金」「玉」に従い、
これらの印章は身分の区別なく使用されていたと指摘し
（潘有為『看篆楼古銅印譜』序、一八〇八。韓天衡編訂
『歷代印学論文選』下、西泠印出版・浙江省新華書店、
一九八五所収）、また栗原朋信によれば、璽は秦漢時代
では皇帝・皇后・皇太后及び諸侯王といったクラスにの

み許される印章になったという（『秦漢史の研究』吉川
弘文館、一九六〇）。睡虎地秦簡では例えば「八璽（璽）」
という語で官印を意味する表現が見られるが（法律答問
516）、一方で「入禾倉、萬石一積而比黎之為戸。県
嗇夫若丞及倉郷、相雜以印之、而遺倉嗇夫及離邑倉佐・
主粟者、各一戸以氣（饑）、自封印、皆輒出。……」（秦
律十八種・倉律088・089。ほぼ同文、效律295
〜297）とあるように、官府における収蔵物の管理に
際して、各嗇夫の封印を必要する点で当簡と共通性があ
るものの、嗇夫の使用する印章は「印」となっている。
『早大』も指摘するように、秦では官印が戦国時代から
既に「印」と呼称され、銀雀山漢簡の成立地域では秦と
は異なり、「印」と「璽」は未分化であった可能性があ
る。なお、「邑の恒器」は、後続の文章の「県の庫器」
と重なるものと考えられ、また上引の秦簡の条文との類
似性からして、この「邑」とは県を指すものと思われる
が、これについては次の部分の註で改めて触れる。

（訳文）……□、邑（県か）が常備すべき器物を□する
理由のあるものは、これを封印するに際しては必ず嗇

夫の璽印を使用せよ。県の庫の器物は……帯び……

……□暑濕、邑嗇夫、與庫嗇夫相 8 4 3 參通(循)行之。有生腐毀【□□□□】弗知、甚大事也。器成必試乃瓶(藏)。

試器固有法。邑嗇夫、與兵官之吏 8 4 4 嗇夫・庫上市・庫吏

【□□□□】善時為之。固有歲課、吏嗇夫與為者有重任。庫器

藏(藏)處必高 8 4 5、燥濕適、牖戶必分節、出入器必以時。

恐處瓶(藏)之空扇(漏)、室屋毀敗而吏嗇夫弗知、大罪也。

庫器者 8 4 6 ……

……□暑濕、邑嗇夫、庫嗇夫^①と相い 8 4 3 參じて之れを遁

(循)行せよ。腐毀を生ずる有りて【□□□□】知らざるは、^②

甚だ大事なり。器成らば必ず試し乃ち瓶(藏)せ。器を試す

に固より法有り。邑嗇夫、兵官の吏 8 4 4 嗇夫・庫上市^③、庫

吏【□□□□】と善時もて之れを為せ。固より歲課有れば、吏

嗇夫と為る者^④とに重任有り。庫器の藏(藏)處は必ず高くし

8 4 5、燥濕適い、牖戶必ず分節し、器を出入するに必ず時

を以てせよ^⑤。處瓶(藏)の空扇(漏)を恐れ、室屋毀敗して

吏嗇夫知らざるは、大罪なり。庫器は 8 4 6 ……

(1) 「庫嗇夫」は原註(8 4 2 簡)では、庫を主管す

る官とする。異論はないが、裘錫圭「嗇夫初探」(『雲夢

秦簡研究』中華書局、一九八一所収)によれば、県の内

部にある各機構「官」の主管者として「官嗇夫」があり、

それには倉、庫、田、亭等の官嗇夫がいたという。また

仲山茂「秦漢時代の『官』と『曹』―県の部局組織―」

『東洋学報』八二―一、二〇〇一)では、裘説を承けつ

つも、秦漢時代における「官」とは、郷と同ランクの県

の下位機構であると同時に、一種の「官府」としての性

格を有し、その主管者たる官嗇夫は独自の官印と属僚を

もつ、県令に対し相対的に独立性の高いものであると指

摘する。この庫嗇夫も庫の官嗇夫であろう。庫嗇夫は

先に挙げた(十一年庫嗇夫鼎)の他、韓器の「十八年、

冢子韓嬪、邦庫嗇夫□湯、冶除戠戈」(戈)、『湖南考古輯

刊』一、一九八二)等に見える。秦器では「十七年、丞

相啓状造。郃陽熹、丞兼、庫牌、工邪「内正面」。郃陽

「内背面」(戈)、『文物』一九八六―三)なるものがあり、

「庫牌」は「庫嗇夫牌」の省略と考えられている(王輝

『秦銅器銘文編年集積』三秦出版社、一九九〇、五九頁)。

また睡虎地秦簡にも「粟卒兵、不完善(繕)、丞・庫嗇

夫・吏賁二甲、灑(廢)」(秦律雜抄 3 4 3)とあり、総

じて庫嗇夫は兵器の製造あるいは管理に重要な役割を担っている。(十一年庫嗇夫鼎)ならびに上引の韓器からすると、三晋では庫嗇夫は、督造者たる県令もしくは「冢子」の次位を占めている。この「冢子」については、

「飲食の官」(李学勤「湖南戦国兵器銘文選釈」『古文字研究』一二、一九八五)、「太子が就任する官」(黄盛璋「关于鲁南新出赵导工剑与齐工師銅範」(『考古』一九八五—五)といったように意見が分かれているが、何れにせよ中央における兵器製造に関わる官であることは疑いない(江村治樹「戦国時代出土文字資料の国別特質」初出一九八五。『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院、二〇〇〇、第二部第一章)。また秦の場合でも上引の戈の銘文では県丞の次位にあり、かつまた県における官嗇夫の地位からして、庫嗇夫は、こと兵器に関しては、県令・県丞に次ぐ職責にあったと考えられる。なお「邑嗇夫」については後に触れる。

(2) 原註では、この部分は本来「有生腐毀而□嗇夫弗知」(腐毀を生ずる有りて□嗇夫知らざれば)に作るのではないかとする。これについて、官府における貯蔵物資の管理については睡虎地秦簡に「臧(蔵)皮革囊

(蠹)突、貨嗇夫一甲、令・丞一盾。●臧(蔵)律」(秦律雜抄344)とあるごとく、主管する官嗇夫はもとより、令・丞も引責して罰則を受けることになっている。当簡の文章の流れ、また睡虎地秦簡の条文からして、原註の想定は是と思われる。

(3) 原註(842簡)では、「吏嗇夫」は『管子』君臣上に見えるが、ここでは「吏・嗇夫」すなわち吏と嗇夫の意に読まれる可能性もあるとする。「吏・嗇夫」と読む可能性については、後続の部分に「吏嗇夫と為る者」(室屋毀敗して吏嗇夫知らざるは)との文章があり、また後述のごとく文献にも「吏嗇夫」の語が見えることから、「吏嗇夫」で是と思われる。原註がいう「管子」君臣上の文章は「吏嗇夫は事を任じ、民嗇夫は教を任ず」であり、集校では張佩綸が「吏嗇夫」は虎圈嗇夫、市嗇夫の、「民嗇夫」は郷嗇夫の類とする。これを承けて鄭実は、「吏嗇夫」は秦簡の官嗇夫に相当するものとし(嗇夫考—雲夢秦簡札記)『文物』一九七八—二、また裘錫圭前掲論文も、『春秋繁露』止雨において「吏嗇夫」と「官長」とが同義に扱われていることから、「吏嗇夫」とは「官長」すなわち県所属の各官の長であり、

具体的には官畜夫を指すとして、鄭説を支持する。「兵官」は『漢書』魏相伝に「昆弟諸壻、權勢に拠り、兵官に在り」、また『後漢書』礼儀志に「立秋の日、……兵官、皆な孫呉兵法六十四陣を肄なまう」とあり、武官の意に用いられている。ここでの「兵官の吏畜夫」も何らかの軍事部門を管掌する官畜夫を指すものと思われる。

(4) 原註では、「庫上市」は「庫工市」の誤写であり、戦国時代では工市はしばしば工師に作られ、庫工師とは庫所屬の工徒を管理する官吏であるとする。おおむね是と思われるが、ただ戦国時代の器物銘文において、「工市」とあるのは三晋、「工師」とあるのは秦に多く見られる特徴である。庫工師は秦器には見られず、韓器に「六年、安陽令韓望、司寇□□、右庫工師若父、冶□□□刺」(矛)、『小校経閣金文拓本』一〇・五三)、趙器に「二年、邢令孟東慶、□庫工師楽參、冶明執齊」(戈)、『文物』一九八八一三)等とあるごとく、三晋のものに広く見られる。すなわち三晋では、「県令―各種庫工師―冶」とあるのが地方の県における兵器銘文の基本的なパターンであり(佐原康夫「戦国時代の府・庫」初出一九八四、『漢代都市機構の研究』汲古書院、二〇〇二、第

二部第一章)、続いて現れる「庫吏」も、秦器には見られず、韓器の「十九年、冢子□□、上庫畜夫吏□、庫吏高、冶兕」(矛)、『中原文物』一九九二一三)なるものに見られ、それゆえこの記述は三晋の庫の制度に近接する要素をもっているといえる。

(5) 原註(842簡)では「邑畜夫」は県もしくは郷の主管者とする。上に見てきたように、庫法篇の記述には、秦また三晋の器物の銘文と重なる部分が多く、「邑畜夫」の内容を考えるうえで参考となるものである。無論、かかる銘文に関しては、同一の国のものであっても、時期的ないし地域的な差異が随伴するものであることを承知したうえで、この「邑畜夫」について見ていくと、三晋の器物と推定されるものに「廿五年、陽春畜夫綉、工師黻、冶朝」(戈)、『江漢考古』一九八二一)なるものがあり、裘錫圭は前掲論文において、「陽春」は地名であり県邑を指すとしながらも、「陽春畜夫」は県よりも小さな邑を主管する畜夫を指すのではないかとする。この指摘からすれば、県レベル以下でも武器製造が行われる場合があり、それゆえここにおける「邑畜夫」も郷畜夫に相当する可能性も出てくる。しかし本篇における

庫の運営スタッフを後出の849簡も踏まえ整理すると、「邑嗇夫—庫嗇夫／兵官の吏嗇夫—庫工師—庫吏—工」という系列が想定しえ、一方、上引の秦器からは「丞相—県令—県丞—庫嗇夫—工」、三晋のものからは「県令—庫嗇夫」「県令—司寇—庫工師—冶」「県令—庫工師—冶」「冢子—庫嗇夫—庫吏—冶」といった系列が見出される。暫定的にかかる系列の対比を行ないつつ「邑嗇夫」の内容を考えていくならば、まず本篇の庫の運営スタッフがかなり多いものであり、比較的規模の大きな組織であると考えられること、次いで「邑嗇夫」が秦・三晋器の県令同様「庫嗇夫」「庫工師」の上位に位置すると思われること、また『戦国縦横家書』第二十六章に「万家の邑たる大県」とあるごとく、「邑」と「県」とは排他的関係にあるのではなく、互換性をもつ語であること、そして先述したごとく「穀（角）試」Ⅱ「試」が県において行われていること、更に上引の秦簡にあるように県令が「県嗇夫」と呼称されることなどを考慮に入れるならば、ここに見える「邑嗇夫」とは県令を、先の「邑」は県を指す可能性は高いのではなからうか。

(6)「歳課」は、『早大』が指摘するように、年ごとに

行われる検査の意であろう。「^く為る者」とは、具体的に後出する「工」を指すものと思われる。秦簡にも「省殿、賞工師一甲、丞及曹長一盾、徒絡組（ヨロイの組紐）廿給、省三歳比殿、賞工師二甲、丞・曹長一甲、徒絡組五十給」（秦律雜抄345・346）とあり、県の工房の製造器物については年ごとに「省」と呼ばれる検査が行われ、三年連続して「殿」（最下等）と判定されれば、工官のスタッフには更に強化された罰則が加えられた。秦簡にはまた「非歳紅（功）及毋（無）命書、敢為它器工師及丞貲二甲。県工新献、殿、賞嗇夫一甲、県嗇夫・丞・吏・曹長各一盾。……」（秦律雜抄346・347）とあるごとく、年間のノルマを達成できなかったり、上位機構からの命令なく器物製作した場合は工官が、また「工」が新たに献上した器物が「殿」であれば、上位機構より、関係の官嗇夫、県令・県丞ならびに工人のチーフたる曹長等が罰則を受けた。「課」という表現について、秦簡では例えば「卒歳、以正月大課之、最、賜田嗇夫壺酉（酒）、……殿者、卒田嗇夫」（秦律十八種・廐苑律080・081）とあるごとく成績考査の意で使用されており、また「内史課県、大（太）倉課都官及授服者」

……器□848……

……□出庫、工必進849……

……□、庫より出すに、工、必ず……を進め⁽¹⁾849……

(1) 先引したように、秦器の銘文および睡虎地秦簡に「工」「県工」が確認できるが、三晋の器物にはこれに相当する者は「冶」とあるのが通例である。この庫法篇には、上述したごとく三晋の器にのみ見える「庫工師」「庫吏」が確認でき、一方で秦器に特有の「工」が見え、したがってそれは逆に言うならば、庫法篇の庫の在りようは、秦とも三晋とも異なる地域の庫の制度を示しているといえる。かつまた先に触れたごとく庫の収蔵器物に対する品質検査の制度を「穀(角)試」と表現し、その「穀(角)試」についての王兵篇の記述は、『管子』のそれと頗る重なることなどを踏まえると、これが斉のものである可能性も出てくる。

……一、其余甲859……⁽¹⁾

(1) 原註では当簡は837簡に接続する可能性があるとするが、現状では判断がつかない。

(以上、佐藤直人訳註)

(なかやま しげる 日本学術振興会特別研究員)

(さとう なおと 名古屋大学COE研究員)